

# 川越市新規創業者支援資金融資

川越市では、市内において新たに事業を開始しようとする方等に対し、事業経営に必要な資金の融資を行っています。

## 【融資対象者】

### 1 下記に掲げるいずれかの創業者であること

始めようとする方 これから事業を	1	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合で、融資取扱金融機関が融資を行った日から1箇月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
	2	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業の場合で、融資取扱金融機関が融資を行った日から2箇月以内に事業を開始する具体的な計画を有するもの
等を行う方 がら分社化 事業をしな	3	中小企業者である会社が事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
間もない方 事業開始後	4	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
	5	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業の場合で、当該会社の設立の日以後5年を経過していないもの
	6	中小企業者である会社が事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合で、当該会社の設立の日以後5年を経過していないもの
された方 法人成りを 事業開始後	7	個人事業主が法人成りをした場合であって、個人事業を開始した日以後5年を経過していないもの

2 納期限が到来した市税に未納がないこと

3 許認可等を必要とする事業を行っている場合は、当該許認可等を受けていること

4 貸付金の返済能力が確実なこと

※NPO法人は融資対象外です。

※融資条件等は、P. 2をご確認ください。

※上表1～7の番号は、P. 3の一覧表番号と連動しています。

※令和3年9月の制度改正に伴い、上表7の要件を追加しました。

<お問い合わせ>

川越市役所 産業観光部 産業振興課 商業振興担当 TEL : 049-224-5934

## 【融資条件】

No.	融資条件	内 容	備 考
1	資金用途	運転資金及び設備資金	運設併用可
2	融資限度額	総額3,500万円	
3	融資期間	運転資金 10年(120箇月)以内	
		設備資金 10年(120箇月)以内	
4	据置期間	1年以内	下記※1参照
5	返済方法	分割返済	繰上返済可
6	担 保	原則として不要	
7	保 証 人	法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
		個人：不要	
8	貸付利率	年0.9%以内	利子補給後の貸付利率
9	利子補給率	年0.3%	下記※2参照
10	保証料率	0.80%以内	下記※3参照

- ※1 据置とは、融資期間の初回支払月から据置で設定した月数は元金の支払いが発生しないことです。  
(例：融資期間60箇月・据置6箇月の場合、元金の支払いが発生する期間は、据置6箇月が経過した後の54箇月となります。)
- ※2 市が融資取扱金融機関に対し利子補給率に応じた利子を補給することで、創業者の皆様の利子負担の軽減を図っています。
- ※3 保証料率とは、埼玉県信用保証協会に保証の対価として支払う信用保証料に係るものです。
- ※4 平成30年4月の制度改正に伴い、「自己資金要件」が廃止されました。
- ※5 令和3年9月の制度改正に伴い、融資限度額を引き上げました。(2,000万円⇒3,500万円)

## 【留意事項】

- 融資制度を利用する際には、融資取扱金融機関と融資条件等について事前に相談をしてください。
- この融資制度は、市が事業主の方に直接融資を行うものではなく、融資取扱金融機関に対し、市が融資の依頼をするものです。
- 市の融資依頼後に、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があるため、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

川越市新規創業者支援資金融資をご利用の際は、下記の書類を提出してください。

資金 使途	提出書類	補 足	1	2	3	4	5	6	7
設 備 資 金	融資申込書	様式第1号	○	○	○	○	○	○	○
	創業計画書※	様式第2号	○	○	○	○	○	○	○
	実態調査票※	融資用所定書式 (新規申込みの場合)	○	○	○	○	○	○	○
	個人情報の提供に関する同意書	融資用所定書式 (直筆・個人の実印)	○	○	○	○	○	○	○
	市税納税証明書 (申込人・保証人)	融資用所定書式、直近2 年度分 収税課・市民セ ンター	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑証明書(申込人・保証人)	法人：法務局 個人：市民課 市民センター	○	○	○	○	○	○	○
	住民票	市民課・市民センター	○	○	△	○	△	△	△
	登記事項証明書又は商業登記簿 謄本(履歴事項全部証明書)	法務局	△	△	○	△	○	○	○
	定款(写)		△	△	○	△	○	○	○
	確定申告書(写)	当該事業に係る確定申告 が済んでいる場合	△	△	○	△	○	○	○
	決算書(写)	決算が確定している場合	△	△	○	△	○	○	○
	試算表	最新月のもの	△	△	○	△	○	○	○
	許認可等(写) (許認可等が必要な事業の場合)	記載事項が現在と不一致 は不可	○	○	○	○	○	○	○
	受注明細書 (建設業で許認可等が不要な場合)	融資用所定書式 直近3箇月分	△	△	○	○	○	○	○
	宣誓書(飲食業の場合)	融資用所定書式	○	○	○	○	○	○	○
	不動産登記簿謄本 (不動産を所有している場合)	法務局	○	○	○	○	○	○	○
見積書(原本)	業者の押印があり、有効 期限内のもの	○	○	○	○	○	○	○	
写真又はカタログ等	設備の内容が確認できる もの	○	○	○	○	○	○	○	
図面(店舗・事務所等の改修工事の場合)	工事の内容が確認できる もの	○	○	○	○	○	○	○	
賃貸借契約書(写)、同意書	賃貸借物件の場合	○	○	○	○	○	○	○	

※創業計画書は、あらかじめ融資取扱金融機関と事前相談のうえ、記載をお願いいたします。また、記載方法について不明な点は、埼玉県信用保証協会創業支援課(048-647-4720)までお問い合わせください。

※実態調査票は、初めて市制度融資を利用する場合に必要となります。

※融資用所定書式の定めがある書類については、産業振興課で配布しているほか市公式ホームページからもダウンロードできます。

※建築確認を伴う設備資金については、原則として本融資の対象になりません。

## 【融資取扱金融機関】

金融機関名	支店名
埼玉りそな銀行	川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山支店・新狭山支店
みずほ銀行	埼玉西法人部（所沢支店内）
三菱UFJ銀行	川越支店
三井住友銀行	川越支店・上福岡支店
武蔵野銀行	川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曽支店・西上尾支店
足利銀行	川越支店
八十二銀行	川越支店
東和銀行	川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店
群馬銀行	川越支店
埼玉縣信用金庫	川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野支店・坂戸支店
飯能信用金庫	川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店
青梅信用金庫	川越支店

## 【創業支援等の相談窓口について】

創業・ベンチャー支援センター埼玉及び埼玉県信用保証協会では、経営・金融相談に関する相談窓口を設置しています。

創業する際の手続きや各種融資制度、また、創業後の経営課題等についての相談を随時行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

名称	創業・ベンチャー支援センター埼玉
住所	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
連絡先	TEL：048-711-2222 FAX：048-857-3921

名称	埼玉県信用保証協会 川越支店
住所	川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟5階）
連絡先	TEL：保証課…049-249-1681 企業支援課…049-249-1671